

賃貸住宅総合保険 ●ご契約のしおり●

賃貸住宅総合保険普通保険約款・
地震保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、賃貸住宅総合保険普通保険約款、地震保険普通保険約款および特約について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかけ間違いのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 お客さまセンター

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00
※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 セイフティ24コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 お客さまの声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日
午前9:00～午後7:00
※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人
日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平 日
午前9:15～午後5:00
(12月30日～1月4日を除きます。)
※電話料金はお客さま
負担となります。

◆ 目 次 ◆

賃貸住宅総合保険のご案内

«**賃貸住宅総合保険の概要»**

I. 商品の仕組みおよび引受条件等	1 頁
1. 商品の仕組み	
2. 保険金をお支払いする主な場合	
3. 被保険者の範囲を変更する特約とその概要	
4. 建物の構造級別の判定方法	
II. 満期返戻金・契約者配当金	4 頁
III. 解約返戻金の有無	4 頁

«**地震保険の概要»**

I. 商品の仕組み	4 頁
II. 保険金をお支払いする主な場合	4 頁
III. 保険金をお支払いできない主な場合	5 頁
IV. セットでご契約いただく賃貸住宅総合保険が長期契約の場合	5 頁
V. 引受条件（保険金額等）	5 頁

«**ご注意いただきたい事項のご説明»**

I. 告知義務・通知義務等	6 頁
1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等	
2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等	
II. 重大事由による解除	7 頁
III. 無効・取消し・失効	7 頁
IV. 保険責任開始期	7 頁
V. 保険金をお支払いできない主な場合	7 頁
VI. 保険契約終了後の団体扱分割保険料の取扱い	8 頁
VII. 解約と解約返戻金	8 頁
VIII. 保険会社破綻時等の取扱い	8 頁
IX. 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと	8 頁
1. 事故の発生	
2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い	
3. 保険金の請求時に必要となる書類等	
4. 保険金をお支払いする時期	
5. 保険金の代理人請求	
6. 保険金の請求権の時効	
7. 損害賠償請求権者の先取特権	
X. 保険金支払後の保険契約	10 頁
XI. 保険証券および控除証明書の確認・保管	10 頁

«**ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）»**

1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合	11 頁
2. 長期一括払の場合	12 頁
【ご注意】月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合	13 頁

«**参考：東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成24年4月1日現在）»**

普通保険約款・特約

賃貸住宅総合保険普通保険約款	16 頁
第1章 物保険条項	
第2章 費用保険条項	
第3章 賠償責任保険条項	
第4章 基本条項	
地震保険普通保険約款	26 頁
第1章 用語の定義条項	
第2章 補償条項	
第3章 基本条項	
特約	32 頁

<賃貸住宅総合保険にのみ適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
植物特約	— ※植物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	32
動物特約	— ※動物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	32
明記物件自動補償特約（賃貸住宅総合保険用）	明記物件自動補償	32
賠償事故解決特約	賠償事故解決	32
長期保険保険料一括払特約	長期一括払	33
保険契約継続特約	年払自動継続（賃貸住宅用）	34
保険契約継続特約（団体扱契約用）	団体扱自動継続	34
同居人被保険者特約	同居人被保険者	34
法人等契約被保険者特約	法人等被保険者	35
借家人賠償責任対象外特約	借家人賠償責任対象外	35
初回保険料口座振替特約	初回口振（賃貸住宅用）	35
通信販売特約	通信販売	36

<地震保険にのみ適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
長期保険保険料払込特約（地震保険用）	地震長期	36
自動継続特約（地震保険用）	地震自動継続	37
保険契約継続特約	年払自動継続（地震用）	37
保険契約継続特約（団体扱契約用）	団体扱自動継続（地震）	37
初回保険料口座振替特約	初回口振（地震用）	38
通信販売特約	— ※地震保険がセットされた契約で、保険証券記載の特約欄に「通信販売」が表示されている場合に自動的に適用されます。	38

<賃貸住宅総合保険および地震保険に適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
先物契約特約	— ※申込日が保険始期日より前の場合に自動的に適用されます。	39
共同保険特約	共同	39

団体扱特約（一般 A）	団体扱（一般 A）	39
団体扱特約（一般 B）	団体扱（一般 B）	40
団体扱特約（一般 C）	団体扱（一般 C）	41
団体扱特約	団体扱	43
団体扱特約（口座振替方式）	団体扱（口振）	44
	—	
追加保険料特約（団体扱用）	※団体扱に関する特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	45
クレジットカード払特約	クレジットカード払	45
コンビニ払特約	コンビニ等払	46
インターネット等による通信販売特約	インターネット通信販売	47
保険料払込猶予特約	—	47
保険責任期間延長特約		47
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）	※巻末に記載の特定の要件を満たす場合に自動的に適用されます。	47
保険証券等の発行省略特約	保険証券等発行省略	47

賃貸住宅総合保険のご案内

主な用語のご説明

	用語	ご説明
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。
	評価額	保険契約締結時に、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険のご契約金額をいいます。
	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
め	明記物件	申込書に明記することにより保険証券に表示されている場合に限り、保険の対象に含まれるものをいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

≪賃貸住宅総合保険の概要≫

I 商品の仕組みおよび引受条件等

1. 商品の仕組み

- (1) 火災をはじめとする様々な偶然な事故により、住居に使用される借用建物（以下「住宅」といいます。）に収容される家財が損害を受けた場合および被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。
- (2) 保険金は保険金額を限度に、新価（再調達価額）基準に基づく実際の損害額の全額をお支払いします。ただし、損害の内容によっては、お支払いする保険金に限度額や免責金額があります。
- (3) 賃貸住宅総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。

2. 保険金をお支払いする主な場合

(1) 損害保険金

損害保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

事故の種類	お支払いする 損害保険金の額	支払限度額 (1回の事故につき)
① 火災、落雷、破裂または爆発		
② 風災、雹（ひょう）災、雪災		
③ 水災（再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合に限ります。）		
④ 住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊	損害額	保険金額
⑤ 給排水設備に生じた事故に伴う水濡れまたは被保険者以外の者が占有している戸室で生じた事故に伴う水濡れ。ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。		
⑥ 騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		
⑦ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損	損害額	保険金額（注1）
⑧ ①～⑦および⑩以外の不測かつ突發的な事故	損害額－3万円	保険金額
⑨ 転居に伴う運送中の家財に発生した①、②および④～⑧の事故	(注2)	100万円
⑩ 住宅内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難	損害額	(注3)

（注1）保険の対象が明記物件である場合は、1個または1組ごとに100万円が限度になります。

（注2）損害保険金をお支払いする事故の種類ごとに定められた損害保険金の額になります。

（注3）通貨または乗車券等の盗難の場合は、1世帯ごとに20万円が限度になります。預貯金証書の盗難の場合は、1世帯ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額が限度になります。

（2）主な費用保険金

損害保険金とは別にお支払いする主な費用保険金は次のとおりです。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする場合	お支払いする 費用保険金の額	支払限度額 (1回の事故につき)
修理費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故により住宅が損害を受け、被保険者が住宅の所有者との契約に基づいて自己の費用で修理した場合（注1）	修理費用の額－3,000円	1世帯ごとに100万円
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合	保険金額×5%	1世帯ごとに300万円
罹災時諸費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%	1世帯ごとに100万円
残存物取扱費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	焼け跡の整理・清掃費用やリサイクル費用などの実際に負担した費用	損害保険金の10%
損害防止費用	前記(1)の①の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費（注2）	—

（注1）水災の事故は、再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合に限りません。

（注2）消火薬剤等の再取得費用や消火活動により損傷したものの修理費用等に限ります。

（3）賠償責任保険

被保険者が、次のような法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、賠償責任保険で補償する損害賠償の請求を受けた場合に折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を弊社で行う「賠償事故解決特約」が自動的にセットされます。ただし「賠償事故解決特約」の補償の対象は日本国内において生じた賠償事故に限りります。

- ① 借家人賠償責任
住宅が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂・爆発、水濡れ等の事故により損害を受けたために、住宅の所有者に対して負担する法律上の損害賠償責任
- ② 個人賠償責任
住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものに損害を与えた結果、負担する法律上の損害賠償責任

～補償の重複に関するご注意～

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

- ① 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけではなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。地震等による損害を補償する「地震保険」をあわせてご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。

(※) 地震保険の契約をご希望されない場合は、賃貸住宅総合保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または捺印をお願いします。

- ② 次のものは、申込書に明記しないと保険金をお支払いできません。

ア. 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品
イ. 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

「明記物件自動補償特約」について

保険の対象である家財を収容する建物内で、申込書に明記されていない「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品」に損害保険金をお支払いする事故（転居に伴う運送中の家財に発生した事故は除きます。）が発生した場合、これらのものを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度に損害保険金（※）をお支払いします。なお、この特約は、賃貸住宅総合保険契約に自動的にセットされます。

(※) 1回の事故につき保険金額または100万円のいずれか低い額が限度になります。

- ③ 次のものは、保険の対象とすることはできません。

ア. 自動車（注1）
イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等（注2）その他これらに類するもの（注3）
(注1) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
(注2) 鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
(注3) 住宅内における「通貨、乗車券等、預貯金証書」の盗難に限り、損害保険金をお支払いします。

3. 被保険者の範囲を変更する特約とその概要

賃貸住宅総合保険普通保険約款で定める被保険者の範囲を変更する特約とその概要は次のとおりです。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の名称	概要
同居人被保険者特約 (自動的にセットされる特約)	住宅に被保険者の同居人（※）が居住する場合に適用される特約です。この特約により、賃貸住宅総合保険普通保険約款で定める被保険者に同居人を追加します。したがって、住宅に収容される同居人所有の家財が損害を受けた場合および同居人が前記2.(3)の損害賠償責任を負担した場合にも保険金をお支払いします。 (※) 住宅の賃貸借契約またはその入居に際して契約者から不動産仲介業者もしくは住宅管理会社に提出される書面上の借主および同居人に限ります。
法人等契約被保険者特約 (ご希望によりセットいただける特約)	ご契約者が法人等（個人事業主を含みます。）で、住宅に法人等の従業員等が居住する場合にセットできる特約です。この特約により入居者交替時の変更手続が不要になります。前記2.(3)①借家人賠償責任の被保険者は、ご契約者である法人等や住宅に居住する従業員等になります。

4. 建物の構造級別の判定方法

保険の対象を収容する建物の構造級別は、柱の種類のみで判定します。ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その耐火性能区分によって判定します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(※) 2010年1月以降保険始期契約より、構造区分の判定方法を変更しました。

<従来>

柱・外壁・屋根などの材質により判定して
いました。

→

<2010年1月1日以降保険始期契約より>

柱の種類（木造・鉄骨造・コンクリート造など）のみで判定します。

ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その種類
によって判定します。

II 満期返戻金・契約者配当金

満期返戻金・契約者配当金はありません。

III 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

«地震保険の概要»

I 商品の仕組み

- (1) 賃貸住宅総合保険にセットしてご契約いただく必要があります（地震保険を単独で契約することはできません。）。
- (2) セットでご契約いただく賃貸住宅総合保険が保険期間の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。
- (3) 賃貸住宅総合保険の保険期間の中途中でも地震保険をご契約いただくことができます。

II 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1) 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損の場合	地震保険金額の100%（時価が限度）
大半損の場合	地震保険金額の60%（時価の60%が限度）
小半損の場合	地震保険金額の30%（時価の30%が限度）
一部損の場合	地震保険金額の5%（時価の5%が限度）

上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いできません。また、門、塀、垣、エレベーターまたは給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害には保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

- (2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が11兆3,000億円（2016年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11\text{兆}3,000\text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

III 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

(1) 家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを賃貸住宅総合保険の保険の対象に含めている場合でも、地震保険では補償の対象なりません。

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手

●自動車

●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品

●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など

(2) 家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

IV セットでご契約いただく賃貸住宅総合保険が長期契約の場合

セットでご契約いただく賃貸住宅総合保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の地震保険の契約方式は、1年間ずつ自動的に継続される方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。

【保険期間が自動的に継続する方式についてのご注意】

・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、自動的に継続されます。

・継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日など所定の期日までにお支払いください。所定の期日までに保険料のお支払いがない場合は、お支払い前に生じた事故による損害には保険金をお支払いできません。

V 引受条件（保険金額等）

(1) 保険の対象は「家財」になります。

(2) 保険金額は、セットでご契約いただく賃貸住宅総合保険の保険金額の30%～50%の範囲で設定してください。ただし、1,000万円が限度額になります。また、既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が限度額になります。

(3) 保険料は、保険金額・保険期間・建物の所在地・構造等により決定されます。また、建物の耐震性能に応じた割引制度（建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引）があります。

(4) 建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造の2つに区分されます。

(5) 2010年1月1日以降保険始期契約より、構造区分の判定方法を変更しました。これにともない、一部の契約については、ご継続時の保険料の大幅な上昇を抑えるための経過措置を適用します。なお、経過措置を適用できるご契約には条件があり、適用に際して確認資料をご提出いただく場合もあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引き受けできませんのでご注意ください。

≪ご注意いただきたい事項のご説明≫

I 告知義務・通知義務等

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等

(1) 告知義務

ご契約者または被保険者となる方は、申込書に記載された危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

告知事項（申込書には黄色の網掛けまたは◎を付けています。保険証券には◎を付けています。）

- ・保険の対象の所在地
- ・建物の用法〔住宅・共同住宅・店舗・事務所 等〕
- ・保険の対象の所有者
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分〔コンクリート造・鉄骨造・木造・耐火建築物(注1)・準耐火建築物(注2)・省令準耐火建物 等〕
- ・他の保険契約等(注3)の有無およびご契約の内容〔保険会社・保険種類・満期日・主契約保険金額・地震保険金額 等〕
(注1) 耐火構造建築物を含みます。
(注2) 特定避難時間倒壊等防止建築物を含みます。
(注3) この保険契約と補償の全部または一部が重複する他の保険契約または共済契約をいいます。

(2) 告知義務違反

ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等

(1) 通知義務

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、告知事項のうち以下の項目（通知事項）に変更が発生した場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまで通知いただく義務（通知義務）があります。

通知事項（申込書および保険証券には★を付けています。）

- ・保険の対象の所在地
 - ・建物の用法
- 以下の項目は、地震保険の通知事項となります。（申込書および保険証券に●を付けています。）
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分

(2) 通知義務違反

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(3) その他ご通知いただく事項

次の場合は、直ちにその旨を、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご通知ください。

- ・ご契約における家財の保険金額を実際の評価額より高く設定していたことに気づいた場合
- ・家財の再調達価額が著しく減少した場合
- ・ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ・被保険者が保険の対象を譲渡する場合

(4) 引受範囲外となった場合の解除について

次の場合は、保険の対象が賃貸住宅総合保険でお引受けできる条件の対象外となるため、保険契約の中途であってもご契約を解除させていただくことがあります。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ・保険の対象が日本国外に移転した場合
- ・保険の対象を収容する建物が住居として使用されなくなった場合

II 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

III 無効・取消し・失効

(1) 無効

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(2) 取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(3) 失効

この保険契約が失効した場合は、ご契約の保険期間のうち、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

IV 保険責任開始期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書等またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

(2) 「初回保険料口座振替特約」または「コンビニ払特約」などの特約をセットした場合は、保険料の払込猶予があります。払込猶予の期間内に所定の保険料のお支払いがない場合、保険期間の初日以降に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、上記特約などをセットせず保険料の払込猶予がないご契約の保険料はご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

V 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款・特約および地震保険普通保険約款をご確認ください。

(1) 共通

- ① ご契約者や被保険者等の故意によって生じた損害
- ② 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動、核燃料物質等によって生じた損害 など

(2) 賃貸住宅総合保険

- ① 地震保険をご契約されない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害のほか、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した場合（ただし、地震等による火災により一定の損害が発生した場合、地震火災費用保険金をお支払いします。）
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ④ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑤ 「不測かつ突発的な事故」のうち、次の損害
 - ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ・置き忘れたる紛失によって生じた損害
 - ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害
 - ・携帯電話（P H S を含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害

- ・携帯式電子機器（ノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳等）およびこれらの付属品について生じた損害
- ・自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品について生じた損害
- ・動物および植物について生じた損害 など

(3) 地震保険

- ① 地震等が発生した日の翌日から 10 日を経過した後に生じた損害
- ② 保険の対象の紛失・盗難による損害 など

VI 保険契約終了後の団体扱分割保険料の取扱い

保険金のお支払いにより保険契約が終了する場合には、お支払いいただいている期間に対応する保険料をご請求させていただきます。

VII 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社社員までお問い合わせください。

VIII 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金および解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。賃貸住宅総合保険契約（※）は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますか、全額補償されるものではありません。保険金および解約返戻金等は、原則として次表の割合で補償されます。なお、地震保険契約は全額が補償されます。詳しくは、弊社ウェブサイト（<http://www.fujikasai.co.jp/>）をご覧いただきか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（※）ご契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人等をいいます。）・マンション管理組合である保険契約（これら以外の保険契約であって、被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合が保険料を実質的に負担している場合のその被保険者部分を含みます。）に限ります。これらの保険契約以外については、損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じてしか給付を受けられません。

保険種目	保険金	解約返戻金等
賃貸住宅総合保険	100 %（破綻後 3 ヶ月以内の事故） 80 %（破綻後 3 ヶ月経過後の事故）	80 %（注）
地震保険	100 %	

（注）予定期率が変更された場合は、解約返戻金等は 80 % を下回ることがあります。

IX 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

1. 事故の発生

- （1）ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ 24 コンタクトセンターまでご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- （2）補償内容の全部または一部が重複する他の保険契約等がある場合は、事故のご連絡の際にお申出ください。（後記2. 参照）
- （3）火災などの事故が発生した場合は、損害のあったものの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分しないようにしてください。
- （4）賠償責任にかかる事故が発生した場合には、必ず弊社にご相談ください。弊社の承認がないままで、被害者に対して損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

補償内容の全部または一部が重複する他の保険契約等があり、かつそれぞれの支払責任額（注1）の合計額がこの保険契約の支払限度額（注2）を超える場合は、次頁の算式のとおり保険金が支払われます。詳しくは、賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

なお、お支払いする保険金の額は、他の保険契約等の内容により、次の算式と異なる場合があります。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

お支払いする保険金の額 = この保険契約の支払責任額

- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

お支払いする保険金の額（注3） = 支払限度額 - 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金の額をいいます。

(注2) 賃貸住宅総合保険普通保険約款別表1（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）をご確認ください。

(注3) この保険契約の支払責任額が限度になります。

3. 保険金の請求時に必要となる書類等

被保険者には、下記の書類のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- (1) 弊社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する事項を含みます。）

※事故日時、発生場所、原因なども記載していただきます。

- (2) 保険金請求者であることを証明する書類

書類の例	・委任状 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・賃貸借契約書 ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）・運転免許証（写）） など
------	--

- (3) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求する場合に必要な書類

- ① 損害等の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・盗難届出受理番号（保険金請求書に記載します） など
------	--

- ② 損害の額等を示す書類

書類の例	・写真（現場および損傷箇所） ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 など
------	---

- ③ この保険契約に質権が設定されている場合に必要な書類

書類の例	・保険金直接支払指図書 ・質権者の保険金請求書 ・保険金支払先確認書 ・質権の債権額現在高確認書 など
------	--

- ④ その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など
------	---

- (4) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求するために必要となる書類

- ① 損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真（現場および損傷箇所） など
------	---

- ② 損害賠償の額を示す書類

書類の例	【対人賠償事故の場合】 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書）
------	---

- ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 など
- 【対物賠償事故の場合】**
- ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書
 - ・購入時の領収書、保証書、仕様書 など

③ その他の書類

書類の例

- ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証(写)、運転免許証(写)）
- ・被害者を確認するための資料（車検証(写)など） ・権利移転書
- ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）
- ・調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

4. 保険金をお支払いする時期

弊社は、前記3. の書類をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

5. 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

6. 保険金の請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権が発生する時期などの詳細は賃貸住宅総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

7. 損害賠償請求権者の先取特権

事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の保険金請求権について先取特権を有します。

X 保険金支払後の保険契約

- (1) 賃貸住宅総合保険は、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- (2) 地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に遡って終了します。したがって、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

XI 保険証券および控除証明書の確認・保管

- (1) Web証券をご選択の場合を除き、お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。なお、ご契約後、1か月を経過しても保険証券が到着しない場合は、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (2) 保険証券添付の控除証明書は、地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、Web証券をご選択の場合、控除証明書は別途送付します。

≪ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）≫

ご契約について、内容を変更（以下「契約内容変更」といいます。）したり、解約される場合には、事前に取扱代理店・営業社員までお申出ください。その場合、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

その場合の返還保険料および追加保険料の計算方法の概要は下記のとおりとなります。

【ご注意】

保険料のお支払方法を分割払とする特約がセットされている場合など、契約内容変更・解約についてのお取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合

- 保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

【「変更後条件による保険料」<「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left(\frac{\text{減額前の保険金額}}{\text{に対する保険料}} - \frac{\text{減額後の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期率(※)}}{} \right) = \text{返還保険料}$$

- 追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

【「変更後条件による保険料」>「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left(\frac{\text{増額後の保険金額}}{\text{に対する保険料}} - \frac{\text{増額前の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \right) \times \frac{\text{未経過期間に対応する短期率(※)}}{} = \text{追加保険料}$$

- ご契約を解約いただく場合

$$\frac{\text{解約時の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期率(※)}}{} \right) = \text{返還保険料}$$

(※) 短期率は、既経過期間または未経過期間に応じて、次の係数を適用します。

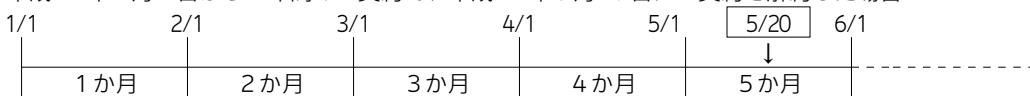
既経過期間または未経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間または未経過期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※それぞれ、1か月に満たない期間は「1か月」として計算します。

【既経過期間および未経過期間について】

- 「既経過期間」の短期率の算出の仕方

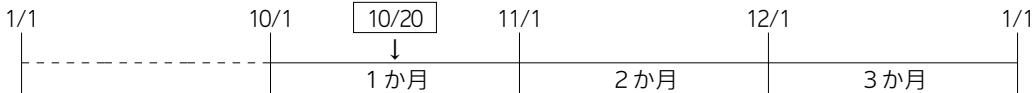
例) 平成29年1月1日から1年間のご契約で、平成29年5月20日にご契約を解約した場合



1か月に満たない期間は1か月とするため、既経過期間は「5か月」

- 「未経過期間」の短期率の算出の仕方

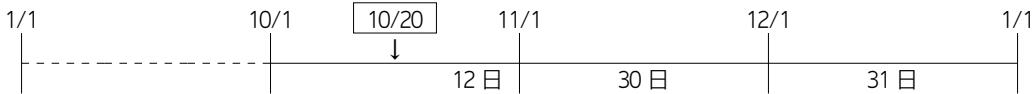
例) 平成 29 年 1 月 1 日から 1 年間のご契約で、平成 29 年 10 月 20 日に保険金額を増額した場合



1か月に満たない期間は1か月とするため、未経過期間は「3か月」

- 「未経過期間」の日割の算出の仕方

例) 平成 29 年 1 月 1 日から 1 年間のご契約で、平成 29 年 10 月 20 日にご契約が失効となった場合



未経過期間は「73日」

2. 長期一括払の場合

長期一括払（※1）は、保険期間 1 年の場合の保険料に、保険期間に応じた係数（※2）を乗じた上で保険料を算出する仕組みとなっており、保険期間が長いほど、1 年あたりの保険料が割安になります。

保険期間の中途で、契約内容変更・解約を行う場合の返還保険料および追加保険料は下記のとおりとなります。

（※1）保険期間が 1 年を超えるご契約で、ご契約時に保険料を一括でお支払いいただく方式をいいます。

（※2）地震保険部分については、賃貸住宅総合保険と異なる係数を使用します。

- 保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

$$\left(\frac{\text{保険始期時における減額前の保険金額に対する長期一括払保険料}}{\text{保険始期時における減額後の保険金額に対する長期一括払保険料}} - 1 \right) \times \text{未経過期間に対応する料率係数} = \text{返還保険料}$$

- 追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

$$\left(\frac{\text{保険始期時における増額前の保険金額に対する長期一括払保険料}}{\text{保険始期時における増額前の保険金額に対する長期一括払保険料}} - 1 \right) \times \text{未経過期間に対応する料率係数} = \text{追加保険料}$$

- ご契約を解約いただく場合

$$\text{保険始期時における解約時の保険金額} \times \text{未経過期間に対応する料率係数} = \text{返還保険料}$$

<賃貸住宅総合保険 保険期間別長期係数（例）>

保険期間	2年間	3年間	4年間	5年間
長期係数	1.85	2.70	3.50	4.30

<賃貸住宅総合保険 未経過料率係数（例）>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	4.7%	6.4%	7.3%	7.8%
2年経過	0%	3.2%	4.9%	5.9%
3年経過	—	0%	2.5%	4.0%
4年経過	—	—	0%	2.0%
5年経過	—	—	—	0%

<地震保険 保険期間別長期係数（例）>

保険期間	2年間	3年間	4年間	5年間
長期係数	1. 90	2. 75	3. 60	4. 45

<地震保険 未経過料率係数（例）>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	47%	65%	73%	79%
2年経過	0%	33%	49%	59%
3年経過	—	0%	25%	40%
4年経過	—	—	0%	20%
5年経過	—	—	—	0%

【ご注意】

月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合

団体扱契約で、月々保険料をお支払いいただくご契約の場合には、保険料を所定の払込期日（※）までにお支払いいただくこととなっています。このため、ご契約が契約内容変更や解約等となる場合は、次の点でご注意が必要です。

(※) ご契約の方式や保険料の払込状況等により取扱いが異なるケースもあります。

詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

① 解約等に伴う返還保険料はありません。

返還保険料とは、一時払等、保険料を事前にお支払いいただいているご契約について、解約や契約内容変更等により、将来弊社が補償すべき危険がなくなったり、減少する場合に、その部分に相当する保険料をお返しするものです。

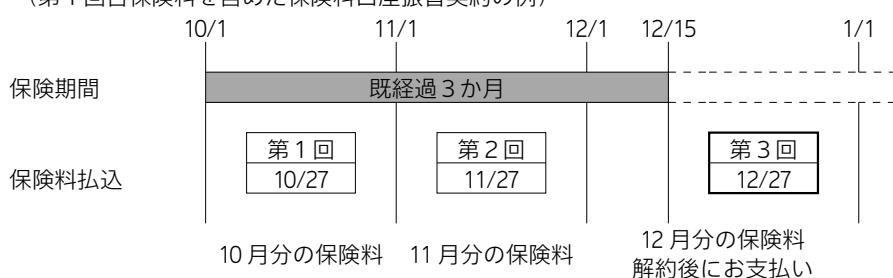
一般的に月々保険料をお支払いいただくご契約の場合は、解約や契約内容変更に伴う返還保険料はありません。

② 解約後も保険料をお支払いいただくことがあります。

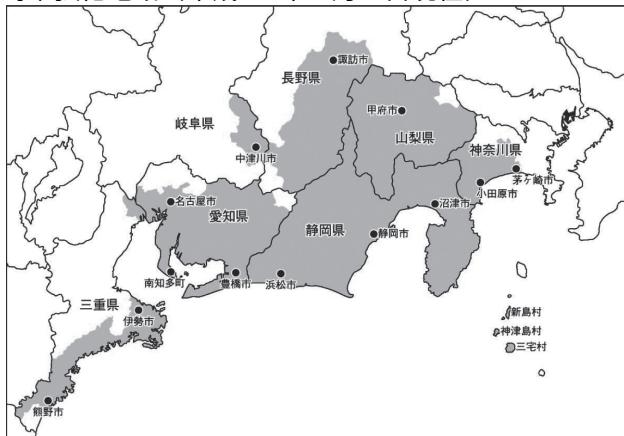
下記の例のように、ご契約を解約した日以降に、未払込分の保険料をお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

例) 団体扱契約で、10月1日に保険期間が開始したご契約を12月15日に解約した場合

(第1回目保険料を含めた保険料口座振替契約の例)



«参考：東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成24年4月1日現在）»



都県	市町村	
東京	<村>	新島、神津島、三宅
神奈川	<市>	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄
	<町村>	高座郡＝寒川 中郡＝大磯、二宮 足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山梨	<市>	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韋崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、 甲州、中央
	<町村>	西八代郡＝市川三郷 南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡＝昭和 南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	<市>	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野
	<町村>	諏訪郡＝下諏訪、富士見、原 上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	<市>	中津川
静岡		全域
愛知	<市>	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、 東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手
	<町村>	愛知郡＝東郷 海部郡＝大治、蟹江、飛島 知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡＝幸田 北設楽郡＝設楽、東栄
三重	<市>	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩
	<町村>	桑名郡＝木曽岬 度会郡＝大紀、南伊勢 北牟婁郡＝紀北

※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

賃貸住宅総合保険普通保険約款

第1章 物保険条項

第1条 (用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金額の額をいいます。
住宅	被保険者が借用する保険証券記載の住宅をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内（注）に所在する被保険者所有の家財について締結された第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）または第3条（損害保険金を支払う場合－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 (注) 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらのみをいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	保険の対象と同等と認められるものの市場流通価格をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が第5条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるもの以外のものである場合には再調達価額をいい、同条（3）①に掲げるものである場合には保険価額をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条 (損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（注1）（注2）を受けた場合には、その損害（注1）（注2）に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 風災（注3）
- ② 雷（ひょう）
- ③ 雪災（注4）

(注1) 風、雨、雪、雷（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、住宅の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹込むことによって生じた損害に限ります。

(注2) ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第52条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者はまたは被保険者は、第49条（事故の通知）および第50条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。

(注3) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注4) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(3) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する住宅ごとに、それぞれ行います。

① 保険の対象に損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

② ①に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物（注1）が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

(注1) 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。

(注2) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたぎの類を除きます。

(注3) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

① 住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは（2）もしくは（3）の事故による損害を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢（い）つ水（注1）による水濡れ。ただし、（2）もしくは（3）の事故による損害または給排水設備（注2）自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備（注2）に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動（注3）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 水が溢（あふ）ることをいいます。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害を生ずる状態であって、第4条（損害保険金を支払わない場合）（2）①の暴動に至らないものをいいます。

(5) 当会社は、盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

(6) 当会社は、(1)から(5)までの事故および次条の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

(7) 当会社は、被保険者が転居する際、保険の対象を住宅から転居先（注1）の住宅に運送中（注2）において、(1)、(2)または(4)から(6)までの事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この章および第4章の規定に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 日本国内に限ります。

(注2) 住宅において運送用具への積込み作業に着手した時に始まり、転居先での荷卸し作業を終了した時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管を含むものとします。

第3条 (損害保険金を支払う場合－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)

当会社は、住宅において生活の用に供する次のいずれかに該当するものの盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

① 通貨
② 乗車券等

③ 預貯金証書。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあつたことを条件とします。

ア. 保険契約者はまたは被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。また、現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能（注）を他人に不正使用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合を含みます。

(注) 日本デビットカード推進協議会に加盟する金融機関が発行したキャッシュカードにより預貯金口座から代金を即時に引き落とす決済機能をいいます。

第4条 (損害保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者はまたは被保険者（注1）が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触。ただし、これらの事故によって第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（7）に規定する運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

④ 第2条（1）から（4）までの事故もしくは（6）の事故または第14条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故における保険の対象の紛失または盗難

⑤ 保険の対象が住宅の屋外にある間に生じた第2条（1）から（6）までの事故または第14条の事故。ただし、第2条（1）、（2）または（4）から（6）までの事故によって同条（7）に規定する運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 所有権保留条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権保留条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、損害保険金を支払いません。
- ① 戰争、外國の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)
 - ④ の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(注5)①から③までの事由によって発生した第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)(1)から(6)までの事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条(1)から(6)までの事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注7) 使用済燃料を含みます。
 - (注8) 原子核分裂生成物を含みます。
 - (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注9)に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつても発見し得なかつた欠陥を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ むずみ食い、虫食い等

(注) 第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であつて、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、損害保険金を支払いません。

(5) 当会社は、(1)から(4)までに掲げる損害のほか、第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)(6)の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、同条(6)の損害保険金を支払いません。

 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。
 - ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、損害保険金を支払います。
 - ③ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ④ 不測かつ突然の外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑥ 証欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑧ 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、損害保険金を支払います。
 - ⑨ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 - ア. 弦(注1)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、損害保険金を支払います。
 - イ. 音色または音質の変化
 - ⑩ 義歯、義肢、コントラクタレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害
 - ⑪ 携帯電話(注2)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑫ 携帯式電子機器(注3)およびこれらの付属品について生じた損害
 - ⑬ ラジオコントロール模型およびその付属品について生じた損害
 - ⑭ 自転車および原動機付自転車(注4)ならびにこれらの付属品について生じた損害
 - ⑮ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ポート、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害

(6) ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害

(7) 動物および植物について生じた損害

(注1) ピアノ線を含みます。

(注2) PHSを含みます。

(注3) ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

(注4) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

第5条(保険の対象の範囲)

(1) この章における保険の対象は、日本国内に所在する住宅に収容されている被保険者所有の家財(注1)(注2)とします。

(注1) 第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)(7)に規定する運送中の家財を含みます。

(注2) 物置、車庫その他の付属建物に収容されている家財は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

(2) 次に掲げるのは、保険の対象に含まれません。

 - ① 自動車(注)
 - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等の其他これらに類するもの
 - ③ 商品、製品、原材料および営業用の什(じゅう)器、備品、設備、装置その他これらに類するもの
 - ④ その他保険証券記載のもの
 - (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

(3) 次に掲げるのは、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

 - ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

(4) 次に掲げるものうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

 - ① 置、建具その他これらに類するもの
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち住宅に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち住宅に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器具のうち住宅に付加したもの

(5) 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で住宅に収容されているものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

(6) 生活の用に供する通貨、乗車券等または預貯金証書に第3条(損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であつても、この章および第4章基本条項でいう再調達価額および保険金額は、これより以外の保険の対象についてのものとします。

第6条(損害保険金の支払額ー保険の対象に生じた事故の場合)

(1) 当会社が、第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額とします。

修理費	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、	=	損害の額
		その価額		

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時に保険の対象を修理するための必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。

(3) 保険の対象が前条(3)①に掲げるものである場合は、(1)の規定にかかわらず、損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額とします。

修理費	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、	=	損害の額
		その価額		

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時に保険の対象を修理するための必要な修理費をいいます。この場合、保険

の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- (4) 保険の対象が前条(3)①に掲げるものである場合で、1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(3)の規定によって損害の額を決定します。
- (5) 保険の対象が前条(3)①に掲げるものである場合は、(2)の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができるときは、その損害が生じた地および時における保険の対象の保険金額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、(3)の損害の額に含まれるものとします。

- (6) 当会社は、保険金額(注1)を限度とし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。(注2)

① 第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)(1)から(5)までの事故による損害の場合

$$(1) \text{から} (5) \text{までの規定による損害の額} = \text{損害保険金の額}$$

② 第2条(6)の事故による損害の場合

$$(1), (3) \text{または} (4) \text{の規定による損害の額} - 3 \text{万円} = \text{損害保険金の額}$$

(注1) 第2条(5)の事故によって保険の対象である前条(3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は(7)に規定する支払限度額および第2条(7)の損害の場合は(8)に規定する支払限度額とします。

(注2) 第2条(7)の損害については、同条(1)、(2)または(4)から(6)までの事故の種類ごとに①または②の規定を適用して算出した額を損害保険金として支払います。

- (7) (6)の規定にかかわらず、前条(3)①に掲げるものを保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、そのものに第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)(5)の盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
- (8) (6)の規定にかかわらず、第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)(7)の損害保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。

第7条(損害保険金の支払額一通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第3条(損害保険金を支払う場合)一通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)①の生活の用に供する通貨または②の生活の用に供する乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1世帯ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第3条(損害保険金を支払う場合)一通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)③の生活の用に供する預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の対象が第5条(保険の対象の範囲)③に掲げるものの以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がないときは、当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)の損害保険金として、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条(損害保険金の支払額)
一保険の対象に生じた事故の場合)の規定によって支払われるべき損害 = 損害保険金の額
- て支払われるべき損害 = 損害保険金または共済金の額
れるべき損害の額

- (3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)または(2)の規定をおのおの別に適用します。

第9条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、損害が生じた地および時におけるそれぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第6条(損害保険金の支払額)一保険の対象に生じた事故の場合)(6)および第19条(地震火災費用保険金の支払額)(1)の規定をおのおの別に適用します。

第10条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他

の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)(5)または(7)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条(損害保険金の支払額)一保険の対象に生じた事故の場合)(2)または(5)の費用を除き、盗取の損害は生じなかつたものとみなします。

(3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)(5)または(7)の損害保険金の額の損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 第6条(損害保険金の支払額)一保険の対象に生じた事故の場合)(2)または(5)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第11条(保険金額の自動復元)
当会社が損害保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

第2章 費用保険条項

第12条(用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
修理費用	住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
住宅	被保険者が借用する保険証券記載の住宅をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内(注)に所在する被保険者所有の家財について締結された次条から第16条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)までの費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 (注) 特別の約定がないかぎり、問い合わせの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う爆破またはその現象をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	損害保険金、修理費用保険金、地震火災費用保険金、罹災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または第24条(保険金を支払う場合)の保険金をいいます。

第13条(修理費用保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が住宅の所有者でない場合において、次のいずれかに該当する事故によって、その住宅(注1)が損害を受け、被保険者がその住宅(注1)の所有者(注2)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、次章の規定によって保険金を支払う場合を除きます。

- ① 火災
② 落雷
③ 破裂または爆発
④ 次のいずれかに該当する事故(注3)(注4)
ア. 風災(注5)
イ. 雷(ひょう)災
ウ. 雪災(注6)
⑤ 台風、暴雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
⑥ 住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部で

の車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(まい)煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは⑤の事故による損害を除きます。

- (7) 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注7)による水濡れ。ただし、④もしくは⑤の事故による損害または給排水設備(注8)自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備(注8)に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

- (8) 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動(注9)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑨ 盗難

⑩ ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故

- (注11) 第5条(保険の対象の範囲)(4) ①から④までに掲げるもののうちその住宅の所有者の所有するものを含みます。

(注2) 転貸人を含みます。

(注3) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、住宅の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいいます)がアからウまでの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

- (注4) ④の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが第52条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者は被保険者は、第49条(事故の通知)および第50条(損害防止義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注5) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注6) 暴雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注7) 水が溢(あふ)ることをいいます。

(注8) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注9) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害される状態または被害が生ずる状態であって、第17条(修理費用保険金を支払わない場合)(2) ①の暴動に至らないものをいいます。

第14条(地震火災費用保険金を支払う場合)

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、住宅ごとにそれを行います。

① 住宅が半焼以上となったとき(注1)。

② 保険の対象が全焼となったとき(注2)。

- (注1) 住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その損害が生じた地および時ににおけるその住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の焼失した部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注2) 火災による損害の額が、その損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における保険の対象には第5条(保険の対象の範囲)(3) ①に掲げるものは含みません。

第15条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)(1)から(6)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

第16条(残存物取扱づけ費用保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)(1)から(6)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取扱づけ費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、残存物取扱づけ費用保険金を支払います。

第17条(修理費用保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、第13条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)、住宅の賃主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者、被保険者(注1)または住宅の賃主が所有(注3)または運転(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権保留条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権保留条項付売買契約」と

は、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、第13条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)。

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) ①から⑤までの事由によって発生した第13条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害

(注) 对しては、第13条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金を支払いません。

① 住宅の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注) 第13条(修理費用保険金を支払う場合)の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(4) 当会社は、住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、その住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、(1)から(4)までに掲げる損害のほか、第13条(修理費用保険金を支払う場合)⑩の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、同条⑩の修理費用保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払います。

② 住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、修理費用保険金を支払います。

③ 住宅に対する加工(注)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑤ 詐欺または横領によって住宅に生じた損害

⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑦ 電球、ラブラン管等の管類に生じた損害。ただし、住宅の他の部分と同時に損害を受けた場合は、修理費用保険金を支払います。

(注) 住宅の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

第18条(修理費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第13条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金として、1回の事故につき、1世帯ごとに100万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{修理費用の額} - 3,000 \text{ 円} = \text{修理費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理費用保険金を支払います。

第19条(地震火災費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第14条(地震火災費用保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1世帯ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合} (5\%) = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(注) 保険金額が損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額とします。

(2) (1) ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第20条 (罹災時諸費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第15条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1世帯ごとに100万円を限度とします。

第2条 (損害保険金を支払う場合)

$$\text{合併保険の対象に生じた事故} \times \text{支払割合} = \text{罹災時諸費用保険金の額}$$

(1) から (6)までの損害保険金 × (30%) = 罹災時諸費用保険金の額

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき罹災時諸費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、罹災時諸費用保険金を支払います。

第21条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)の保険の対象に生じた事故(1)から(6)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第16条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第22条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第13条(修理費用保険金を支払う場合)から第16条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)までの保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額をそれぞれの保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、第15条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金および第16条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)の残存物取片づけ費用保険金につき、支払責任額を算出するにあたっては、第2条(損害保険金を支払う場合)の保険の対象に生じた事故(1)から(6)までの損害保険金の額は、第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第3章 賠償責任保険条項

第23条 (用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者が借用する保険証券記載の住宅をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第26条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	次条①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	第26条(被保険者の範囲)に定める被保険者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって、次条①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第24条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章および次章の規定に従い、保険金を支払います。

① 住宅(注1)が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損害(注2)を受けたため、被保険者がその住宅の所有者(注3)に対して負担する法律上の損害賠償責任

ア. 火災

イ. 破損または爆発

ウ. 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注4)による水漏れ

エ. 盗難

オ. アからエまでの事故以外の不測かつ突發的な事故

② ①の住宅の所有者(注3)に対する損害賠償責任のほか、次のいずれかに該当する事故に起因する他の人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任

ア. 本人の居住の用に供される住宅(注5)の使用または管理に起因する偶然な事故

イ. 被保険者の日常生活(注6)に起因する偶然な事故

(注1) 第5条(保険の対象の範囲)(4)①から④までに掲げるもののうち、その住宅の所有者の所有するものを含みます。

(注2) 消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

(注3) 転貸人を含みます。

(注4) 水が溢(あふ)れるなどをいいます。

(注5) 付属施設を含みます。

(注6) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第25条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が壊され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害

(注) 对しては、前条①の保険金を支払いません。

① 住宅の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって住宅を管理する者が、相当の注意をもつてしてみつかり得なかった欠陥を除きます。

② 住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注) 前条①アからオまでの事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(3) 当会社は、住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、その住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、前条①の保険金を支払いません。

(4) 当会社は、(1)から(3)までに掲げる損害のほか、前条①の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、前条①の保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

② 住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によつて生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、前条①の保険金を支払います。

③ 住宅に対する加工(注)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術的拙劣によつて生じた損害

④ 不測かつ突發的な外來の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機械的事故によつて生じた損害

⑤ 訝欺または横領によつて住宅に生じた損害

⑥ 土地の沈下、移動または隆起によつて生じた損害

⑦ 電球、フラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、住宅の他の部分と同時に損害を受けた場合は、前条①の保険金を支払います。

(注) 住宅の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

(5) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される勤務または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用者(注2)が被保険者の業務に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、前条①の損害賠償責任に対しては、保険金を支払います。
- ⑦ 被保険者が住宅を販主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶（注3）、車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （注4）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。
- （注5）空気銃を除きます。

第26条（被保険者の範囲）

- （1）この章における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者（注1）
 - ③ 本人またはその配偶者（注1）の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子
- （注1）婚姻の届出をしていないか事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- （注2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- （2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、第24条（保険金を支払う場合）①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。
- （3）（1）の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。
- （4）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第28条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第27条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 被保険者が第30条（事故の発生）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 被保険者が第30条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第24条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第24条①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害の原因となつた事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

第28条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{前条①の損害賠償金のうち保険証券記載の免責金額を超過する} + \text{前条②から⑥までの費用} = \text{保険金の額} \\ (\text{注1})$$

（注1）支払限度額を限度とします。

（注2）前条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第29条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第24条（保険金を支払う場合）①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第24条①または②の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額から、

他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第30条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者は、第24条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、第49条（事故の通知）の手続のほか、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② （1）②または⑤の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ （1）③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第31条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- （注）第27条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行いうものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

- （注2）損害賠償請求権者は承諾した金額を限度とします。

- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

- （注）第27条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第4章 基本条項

第32条（用語の定義）

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注）（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再購入または再取得するのに要する額をいいます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。

住宅	被保険者が借用する保険証券記載の住宅をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
他の保険契約等	この保険契約によって保険金を支払うべき損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、修理費用保険金、地震火災費用保険金、罹災時諸費用保険金、残存物取片つけ費用保険金または第24条（保険金を支払う場合）の保険金をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡（さかのぼ）つて失うことをいいます。

第33条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第34条（告知義務）

(1) 保険契約者は被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかっただけ（注）

③ 保険契約者は被保険者で、保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

⑤ 保険媒介者が、保険契約者は被保険者が事実を告げることを妨げた場合

⑥ 保険媒介者が、保険契約者は被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (3)⑤および⑥の規定は、(3)⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者は被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(5) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第43条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した保険金を支払うべき損害については適用しません。

第35条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象を収容する住宅の用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者は被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を

解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第43条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した保険金を支払うべき損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかるらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の受取範囲（注）を超えることになった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第43条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第36条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第37条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるとときは、(1)の規定にかかるらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第38条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得される目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第39条（保険契約の取消し）

保険契約者はまたは被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第40条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第41条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知または当会社の指定する解除受付窓口への電話による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第42条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者はまたは被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者はまたは被保険者（注）が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者はまたは被保険者が、①から③までに該当する事由がある場合と同程度に当会社のこれらとの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1） 第1章 物保険条項ならびに第2章 費用保険条項に定める被保険者および第3章 賠償責任保険条項に定める被保険者のうち本人に限ります。

- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- (注) 第3章賠償責任保険条項による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- (3) ①または（2）の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 第1章物保険条項および第2章費用保険条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 第3章賠償責任保険条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）
- (注) 第27条（支払保険金の範囲）②から⑥までに規定する費用のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- 第43条（保険契約解除の効力）**
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第44条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）**
(1) 第34条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険金を支払うべき損害については適用しません。
- (6) (1)および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険契約および特約に従い、保険金を支払います。
- 第45条（保険料の返還－無効または効失の場合）**
(1) 第38条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が効失となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 第46条（保険料の返還－取消しの場合）**
第39条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- 第47条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）**
(1) 第40条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対する保険料を返還します。
- (2) 第40条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第40条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求したときは、その請求のあつた日の属する契約年度（注）に対する保険料については（2）の規定によることとし、

その後の契約年度（注）に対する保険料については、その保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第48条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第34条（告知義務）（2）、第35条（通知義務）（2）もしくは（6）、第42条（重大事由による保険契約の解除）（1）または第44条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第41条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第41条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、解除のあつた日の属する契約年度（注）に対する保険料については、（2）の規定によることとし、その後の契約年度（注）に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第49条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知った場合は、損害または事故の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた住宅を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時的に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第50条（損害防止義務および損害削減費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの事故、第3条（損害保険金を支払う場合－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の事故、第13条（修理費用保険金を支払う場合）の事故または第14条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）の損害の発生または拡大の防止のために必要なまたは有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険契約または特約の規定により保険金が支払われないとき（注）を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、第14条（地震火災費用保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- ① 消火活動のために消費した消防薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷したもの（注2）の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注3）

(注1) 免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

(注2) 消火活動に從事した者の着用物を含みます。

(注3) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（損害保険金を支払う場合－

保険の対象に生じた事故）（1）から

（6）までの事故、第3条（損害保

険金を支払う場合－通貨、乗車券等

または預貯金証書の盗難）の事故、

第13条（修理費用保険金を支払う場

合）の事故および第14条（地震火災

費用保険金を支払う場合）の事故に

による損害の額

損害の発生または
拡大を防止するこ

とができるたと認め

られる額

- (4) 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および第9条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、（2）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第8条（1）の規定中「支払限度額」とあるのは、「第50条（損害防止義務および損害削減費用）（2）によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(5) (2)の場合において、当会社は、（2）に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

第51条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第1章物保険条項に係る保険金の請求に関しては、第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの事故または第3条（損害保険金を支払う場合－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の事故による損害

が発生した時

- ② 第2章費用保険条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア. 第13条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金については、同条の規定に基づき被保険者が自己の費用で現実に修理した時
イ. 第14条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金、第15条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の罹災時諸費用保険金および第16条（残存物取扱費用保険金を支払う場合）の残存物取扱費用保険金については、第2条（1）から（6）までの事故または第14条の事故による損害が発生した時
③ 前章に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
(2) ②被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 損害見積書
③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④ 前章にかかる保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
⑤ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行つたために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3) ②被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
(注) 法律上の配偶者に限ります。
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第52条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
(注1) ②被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を含みます。
(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療

機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
(注1) ②被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(3) (1) および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または（2）の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。
(4) (1) の規定による保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。ただし、あらかじめ当会社が承認した場合は除きます。

第53条（時効）

保険金請求権は、第51条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によつて消滅します。

第54条（代位）

① 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

② (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

③ 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第55条（保険契約者の変更）

① 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第37条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

② (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。

③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定 succession にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を移転するものとします。

第56条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

① この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

② (1) の代表者が定まらない場合は、その所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

③ 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第57条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第58条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（4）までの損害保険金	損害の額
2	第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象の範囲）（3）①に掲げるもの	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合

	じた事故) (5) の損害保険金	は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記以外のもの	損害の額
3	第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）(6) の損害保険金	1回の事故につき、損害の額から3万円（注）を差し引いた残額 (注) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
4	第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）(7) の損害保険金	1回の事故につき、100万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5	(1) 通貨または乗車券等 (損害保険金を支払う場合－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)の損害保険金	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6	第13条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金	修理費用の額から、1回の事故につき、1世帯ごとに3,000円（注）を差し引いた残額 (注) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
7	(1) それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1世帯ごとに300万円（注）を超える場合 (注) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、1世帯ごとに300万円（注） (注) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記（1）に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおののの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に5%（注）を乗じて得た額を超えるとき。 (注) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額に5%（注）を乗じて得た額 (注) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
8	第15条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）(2) の罹災時諸費用保険金	1回の事故につき、1世帯ごとに100万円（注） (注) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も

9	第16条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額 高い額とします。
---	---------------------------------------	-------------------------

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
11か月を超えるもの	100

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものとします。（注）（注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p>
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等</p>

の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
(生活用動産の場合)
生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の

事変または暴動（注3）

- ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
(注1) 保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注4) 使用済燃料を含みます。

- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
① 壁、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
(4) (1) やび (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
② 自動車（注）
③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤ 商品、営業用什器（じゅうき）・備品その他これらに類する物
(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。
(注) 居住用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
① 壁、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
(4) (1) やび (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
② 自動車（注）
③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤ 商品、営業用什器（じゅうき）・備品その他これらに類する物
(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険

の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。

- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険金額の60%に相当する額を限度とします。
③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険金額の30%に相当する額を限度とします。
④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。

- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし（1）の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（2）①または②に規定する限度額または保険金額のいすれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、（1）の規定を適用します。

① 建物

この保険契約の建物についての保険金額

$$5,000\text{万円} \text{または保険} \times \frac{\text{保険} \text{金額のいすれか低い額}}{\text{保険} \text{金額の合計額}}$$

② 生活用動産

この保険契約の生活用動産についての保険金額

$$1,000\text{万円} \text{または保険} \times \frac{\text{保険} \text{金額のいすれか低い額}}{\text{保険} \text{金額の合計額}}$$

- (4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに（2）および（3）の規定をそれぞれ適用します。

- (5) (2) から (4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から（2）①または②に規定する限度額を差し引いた残額
② (3) の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

この保険契約の建物についての保険金額

$$(2) \text{①に規定する} \times \frac{\text{限度額}}{\text{保険} \text{金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

この保険契約の生活用動産についての保険金額

$$(2) \text{②に規定する} \times \frac{\text{限度額}}{\text{保険} \text{金額の合計額}}$$

- (注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（2）①または②に規定する限度額を超える場合に限りります。

- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損と

	なった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
②	保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 60 %に相当する額。ただし、保険価額の 60 %に相当する額を限度とします。
③	保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 30 %に相当する額。ただし、保険価額の 30 %に相当する額を限度とします。
④	保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 5 %に相当する額。ただし、保険価額の 5 %に相当する額を限度とします。
(2)	専有部分および共用部分を 1 保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして (1) より (4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
(注)	専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は 40 %とみなします。
(3)	(1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。 ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000 万円 ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000 万円
(4)	(3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第 2 条(定義)第 2 項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいすれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。 ① 専有部分 この保険契約の専有部分の保険金額 5,000 万円または保険価額のいすれか低い額 × それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額 ② 共用部分 この保険契約の共用部分の保険金額 5,000 万円または保険価額のいすれか低い額 × それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額 ③ 生活用動産 この保険契約の生活用動産についての保険金額 1,000 万円または保険価額のいすれか低い額 × それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額 (5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または (3) ①の専有部分および共用部分が 2 以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに (3) より (4) の規定をそれぞれ適用します。 (6) (3) から (5) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。 ① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額 ② (4) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額 ア. 専有部分および共用部分 この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額 (3) ①に規定する限度額 × それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額 イ. 生活用動産 それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額

	この保険契約の生活用動産についての保険金額
(3) ②に規定する限度額	それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額
(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①または②に規定する限度額を超えるときには、当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。	(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①または②に規定する限度額を超えるときには、当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。
第 6 条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)	2 以上の保険の対象を 1 保険金額で契約した場合には、それぞれの保険金額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。
第 7 条 (保険金支払についての特則)	(1) 地震保険法第 4 条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。 (2) 地震保険法第 4 条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。
第 8 条 (2 以上の地震等の取扱い)	この保険契約においては、72 時間以内に生じた 2 以上の地震等は、これらを一括して 1 回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。
第 3 章 基本条項	
第 9 条 (保険責任の始期および終期)	
(1)	当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後 4 時(注)に始まり、末日の午後 4 時に終ります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
(2)	(1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3)	保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
第 10 条 (告知義務)	
(1)	保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2)	当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2) の規定は、次のいすれかに該当する場合には適用しません。	
① (2) に規定する事実がなくなつた場合	
② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(注)	
③ 保険契約者または被保険者が、第 2 条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。	
④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合	
(注)	当会社のために保険契約の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
(4) (2) の規定による解除が第 2 条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第 20 条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。	
(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した第 2 条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。	
第 11 条 (通知義務)	
	【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
(1)	保険契約締結の後、次のいすれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
①	保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途

を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（2）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（2）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づきずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

（6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

（6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合は、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

（7）（6）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

（1）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転されるときは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。

（3）当会社が（2）の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）（1）の規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

（1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させ目的をもって締結した保険契約は無効とします。

（2）警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言

に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されたいた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失します。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

（2）おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（2）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金を請求を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不正に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）（1）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（3）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)

(1) 第14条(保険契約の無効) (1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条(保険契約の無効) (2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係) (2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

(1) 第17条(保険金額の調整) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条(保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第10条(告知義務) (2)、第11条(通知義務) (2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除) (1)または第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者による損害金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者による損害金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日の含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うためには必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) ②に規定する者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険金額を含みます。

(注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限りません。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1) の規定にかかるとおり、当会社は、請求完了日(注1)からその日の含めて次に掲げる数日(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における

① ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) ②に規定する者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかるとおり、支払うべき保険金が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途中において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特 約

<賃貸住宅総合保険にのみ適用する特約>

植物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である観賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にのみ保険金を支払います。

動物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

明記物件自動補償特約（賃貸住宅総合保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
宝石・貴金属等	保険証券に明記されていない1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。

第2条（明記物件の自動補償）

当会社は、賃貸住宅総合保険普通保険約款第5条（保険の対象の範囲）（3）①の規定にかかるわらず、保険証券記載の建物内において、宝石・貴金属等に、賃貸住宅総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの損害が生じた場合は、宝石・貴金属等を保険の対象とみなし、この特約および賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。

第3条（損害保険金の支払額）

（1）賃貸住宅総合保険普通保険約款第6条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）の規定にかかるわらず、宝石・貴金属等に生じた賃貸住宅総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの損害に対して、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の保険価額を限度とし、次の算式（注1）によつて算出した額とします。ただし、同条（6）の損害保険金として支払うべき損害の額については、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額とします。

修理費 - 修理に伴つて生じた残存物がある場合は、 = 損害の額
その価額

（注1）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

（2）保険の対象が1個または1組のものとなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）の規定によって損害の額を決定します。

（3）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された宝石・貴金属等を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その損害が生じた地および時における保険の対象の保険価額を限度とします。

（4）当会社は、（1）から（3）までの規定による損害の額が、1個または1組ごとに30万円を超える場合は、宝石・貴金属等に生じた賃貸住宅総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの損害に対して損害保険金として支払うべき損害の額は、1個または1組ごとに30万円とします。

（5）当会社は、1回の事故につき、100万円または保険証券記載の家財の保険金額のいすれか低い額を限度とし、（1）から（4）までの規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

（6）（5）の規定にかかるわらず、宝石・貴金属等以外の保険の対象である家財の損害に対して損害保険金（注3）が支払われる場合において、宝石・貴金属等以外の保険の対象である家財の損害に対して支払われる損害保険金（注4）と（5）の規定によって算出した宝石・貴金属等の損害に対して支払われる損害保険金との合計額が保険証券記載の家財の保険金額を超えるときは、当会社は、1回の事故につき、保険証券記載の

家財の保険金額から宝石・貴金属等以外の保険の対象である家財の損害に対して支払われる損害保険金（注5）を差し引いた残額を限度とし、（1）から（4）までの規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

（注6）賃貸住宅総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの損害に対して支払われる損害保険金に限ります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。この場合において、賃貸住宅総合保険普通保険約款別表1の2（1）の支払限度額の規定は、「1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円（注7）または損害の額のいすれか低い額（注8）他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。」と読み替えるものとします。

賠償事故解決特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払限度額	賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条（保険金を支払う場合）の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載の額をいいます。
賠償事故	日本国内において発生した次に掲げるものをいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。 ① 賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊 ② 賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条に規定する借用戸室の損壊

第2条（当会社による援助）

被保険者が賠償事故にかかるわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第3条（当会社による解決）

（1）被保険者が賠償事故にかかるわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注9）を行います。

（注9）弁護士の選任を含みます。

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいすれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払限度額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 賃貸住宅総合保険普通保険約款において免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を明らかに下回るとき

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいすれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社がこの特約および賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注10）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいすれかに該当する事由があつた場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

（注10）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（3）前条およびこの条において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額としま

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次の①または②のうち、いずれか高い額	= 損害賠償額
		① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	
		② 保険証券記載の免責金額	

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額(注)が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は (1) の規定による請求権行使することはできず、また当会社は (2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および (6) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社がこの特約および賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第五条 (損害賠償額の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 当会社の定める事態状況報告書

③ 示談書その他これに代わるべき書類

④ 損害を証明する書類

- (3) 損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合はまたは①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第六条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無に確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第七条 (損害賠償請求権の行使期限)

- 第4条(損害賠償請求権の行使期限)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第八条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。

長期保険保険料一括払特約

第一条 (保険料の返還または請求－通知義務等の場合)

- (1) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、賃貸住宅総合保険普通保険約款第44条(保険料の返還または請求－通知義務・通知義務等の場合)(2) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (2) 賃貸住宅総合保険普通保険約款第44条(保険料の返還または請求－通知義務・通知義務等の場合)(1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、同条(6) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

第二条(保険料の返還－失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、賃貸住宅総合保険普通保険約款第45条(保険料の返還－無効または失効の場合)(2) の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める长期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第三条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)

賃貸住宅総合保険普通保険約款第40条(保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、賃貸住宅総合保険普通保険約款第47条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)(3) の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める长期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

賃貸住宅総合保険普通保険約款第34条（告知義務）（2）、第35条（通知義務）（2）もしくは（6）、第42条（重大事由による保険契約の解除）（1）または第44条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または賃貸住宅総合保険普通保険約款第41条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、賃貸住宅総合保険普通保険約款第48条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過率によって計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。

保険契約継続特約

（保険料払込方式が「口座振替」の場合には「初回保険料口座振替特約」を適用します。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）（1）の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとし、以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

（1）継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。
（2）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

第5条（継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

（1）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、第4条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

（2）（1）の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

（1）第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

（2）（1）の告知については、賃貸住宅総合保険普通保険約款第34条（告知義務）の規定を準用します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約継続特約（団体扱契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）（1）の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱特約（一般A）、団体扱契約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

（1）継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。
（2）保険契約者は、継続契約の保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（継続契約の告知義務）

（1）第3条（保険契約の継続）（1）の規定により、この保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

（2）（1）の告知については、賃貸住宅総合保険普通保険約款第34条（告知義務）の規定を準用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

同居人被保険者特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
同居人	被保険者と同居する者をいいます。ただし、住宅の賃貸借契約またはその入居に際して契約者から不動産仲介業者もしくは住宅管理会社に提出される書面上の借主および同居人に限ります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、住宅と同居人が居住する場合に適用します。

第3条（保険の対象の範囲および被保険者の範囲）

（1）この特約が付帯された保険契約においては、賃貸住宅総合保険普通保険約款第1条（用語の定義）および第12条（用語の定義）にそれぞれ定める被保険者は、特別の約定がないかぎり、保険証券記載の被保険者およびその同居人とします。

（2）この特約が付帯された保険契約においては、賃貸住宅総合保険普通保険約款第26条（被保険者の範囲）（1）に定める被保険者は、同条（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人
 - ② 本人の配偶者（注1）
 - ③ 本人またはその配偶者（注1）の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ ②から④までのほか、本人の同居人
- （注1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
（注2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条（賃貸住宅総合保険普通保険約款の読み替え規定）

この特約が付帯される場合は、賃貸住宅総合保険普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第42条（重大事由による保険契約の解除）（1）（注1）の全文は、「（注1）同居人被保険者特約第3条（保険の対象の範囲および被保険者の範囲）（1）に定める保険証券記載の被保険者および同条（2）に定める本人に限ります。」

- ② 第42条（重大事由による保険契約の解除）（2）（注）の全文は、
「(注) 同居人被保険者特約第3条（保険の対象の範囲および被保険者の範囲）に定める被保険者であって、同条（1）に定める保険証券記載の被保険者および同条（2）に定める本人以外の者に限ります。」

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。

法人等契約被保険者特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
従業員等	役員または使用人をいいます。
入居者	従業員等で、かつ保険契約者が借用する保険証券記載の住宅に居住する者をいいます。
法人等	個人事業主を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の住宅に保険契約者である法人等の従業員等が居住する場合に適用します。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約が付帯される場合は、賃貸住宅総合保険普通保険約款第1章物保険条項および第2章費用保険条項に規定する被保険者は、特別の約定がないかぎり、入居者とします。

(2) この特約が付帯される場合は、賃貸住宅総合保険普通保険約款第26条（被保険者の範囲）(1)の規定にかかわらず、賃貸住宅総合保険普通保険約款第3章賠償責任保険条項に規定する被保険者の範囲は、特別の約定がないかぎり、次のとおりとします。ただし責任無能力者は含まないものとします。

① 賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条（保険金を支払う場合）①に規定する保険金を支払う場合
ア. 保険契約者

- イ. 入居者
- ウ. 入居者の配偶者（注1）
- エ. 入居者またはその配偶者（注1）の同居の親族

オ. 入居者またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子

(注1) 婚姻の届出をしていないか事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

② 賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条②に規定する保険金を支払う場合

- ア. 入居者
- イ. 入居者の配偶者（注1）
- ウ. 入居者またはその配偶者（注1）の同居の親族

エ. 入居者またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子

(注1) 婚姻の届出をしていないか事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条（賃貸住宅総合保険普通保険約款の読み替え規定）

この特約が付帯される場合は、賃貸住宅総合保険普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）の規定中「住宅」の定義において「被保険者が借用する」とあるのは「被保険者が居住する」

② 第12条（用語の定義）の規定中「住宅」の定義において「被保険者が借用する」とあるのは「被保険者が居住する」

③ 第24条（保険金を支払う場合）②アの規定中「本人」とあるのは「法人等契約被保険者特約に規定する入居者」

④ 第26条（被保険者の範囲）の規定中「本人」とあるのは「法人等契約被保険者特約に規定する入居者」

⑤ 第42条（重大事由による保険契約の解除）(1)③の規定中「保険契約者または被保険者（注1）」とあるのは「保険契約者」

⑥ 「(注) 法人等契約被保険者特約第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者であつて、同条（2）①アの保険契約者以外の者に限ります。」

第5条（賃貸住宅総合保険普通保険約款の適用除外規定）

この特約が付帯される場合は、賃貸住宅総合保険普通保険約款第35条（通知義務）

(1) ②の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。

借家人賠償責任対象外特約

第1条（保険金の支払対象外）

当会社は、賃貸住宅総合保険普通保険約款第24条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が同条①に該当する損害賠償責任を負担することによって被る損

害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

(2) この特約は、①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出（注）が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

(注) この保険契約が当会社の継続契約で継続前契約の指定口座に変更がない場合またはこの保険契約の保険契約者および指定口座と保険契約者が当会社と締結した他の保険契約の保険契約者および指定口座が同一である場合に限り、提出を省略することができます。

第3条（初回保険料の払込み）

(1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。

(注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

(5) (4)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行つた最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注) その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。なお、振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

第4条（初回保険料払込み前の事前の確認）

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込前の事故による損害（注）に対しては、賃貸住宅総合保険普通保険約款第33条（保険責任の始期および終期）(3)の規定およびこれに付帯された他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 賠償損害および費用を含みます。

(3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて、(1)、(2)、(6)および次条(1)の規定を適用します。

(4) (2)の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込前の事故による損害（注）に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まれなければなりません。（注）賠償損害および費用を含みます。

(5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠

り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書類をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申し込み）

当会社に対して保険契約の申し込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申し込みを行うことができるものとします。

- ① 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社に対して、保険契約の申し込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第3条（通知書等の送付および申込書の返送）

(1) 前条の規定により当会社が保険契約の申し込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行なう保険契約については、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書

(2) 保険契約者が(1)、(2)の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。

(3) 保険契約者により、(2)の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかつたものとして取り扱います。

(4) (1)の規定にかかるわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書

(5) (4)の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとします。

第4条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条(1)の引受審査結果通知書または同条(4)の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。

(2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1)の場合において、この保険契約に保険契約継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

<地震保険にのみ適用する特約>

長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかるわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)の規定にかかるわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4)の規定にかかるわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかるわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかるわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改正の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数	2年契約	3年契約	4年契約	5年契約
経過月数	0年、1年	0年、1年	0年、1年	0年、1年
1か月まで	90% 44%	93% 62%	95% 71%	97% 23%
2か月まで	87% 40%	91% 59%	93% 69%	95% 45%
3か月まで	83% 36%	88% 57%	91% 67%	93% 43%
4か月まで	79% 32%	86% 54%	89% 65%	91% 41%
5か月まで	75% 28%	83% 51%	87% 63%	90% 39%
6か月まで	71% 24%	80% 49%	85% 61%	87% 37%
7か月まで	67% 20%	78% 46%	83% 59%	85% 35%
8か月まで	63% 16%	75% 43%	81% 57%	85% 33%
9か月まで	59% 12%	72% 41%	79% 55%	81% 31%
10か月まで	55% 8%	70% 38%	77% 53%	82% 29%
11か月まで	51% 4%	67% 35%	75% 51%	80% 27%
12か月まで	47% 0%	65% 33%	73% 49%	79% 25%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

自動継続特約（地震保険用）

（保険料払込方式が「口座振替」の場合には「初回保険料口座振替特約」を適用します。）

第1条（自動継続の方法）

（1）この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

（2）継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

（1）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を払込期日（注）までに払い込まなければなりません。

（注）継続保険期間の初日をいいます。

（2）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、継続保険期間が始まった後でも、継続された保険契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

（1）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、継続される保険契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

（2）（1）の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（継続契約の保証証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保証証券とその継続契約の保険料に対する領収証をもつてこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（普通保険約款との関係）

（1）第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

（2）この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

保険契約継続特約

（保険料払込方式が「口座振替」の場合には「初回保険料口座振替特約」を適用します。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）（1）の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとし、以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

（1）継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

（2）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

第5条（継続契約の保険料不払の場合の事故の取扱い）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

（1）保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者が、第4条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

（2）（1）の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

（1）第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

（2）（1）の告知については、普通保険約款の（告知義務）に関する規定を適用します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険契約継続特約（団体扱契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）（1）の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱契約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日の3ヵ月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

（1）継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

（2）保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（継続契約の告知義務）

（1）第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

（2）（1）の告知については、普通保険約款の（告知義務）の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- (2) この特約は、①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出（注）が、保険期間の初日でのこの保険契約の効力発生時までになされていること。
- （注）この保険契約が当会社の継続契約で継続前契約の指定口座に変更がない場合またはこの保険契約の保険契約者および指定口座と保険契約者が当会社と締結した他の保険契約の保険契約者および指定口座が同一である場合に限り、提出を省略することができます。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、(4) に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかななければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。
- （注）振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。
- (5) (4) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行つた最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合に
は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。なお、振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約（保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口））が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。

第4条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対しては、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）（の保険責任の始期および終期）（3）の規定およびこれに付帯された他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が（1）に規定する初回保険料の払込みを怠つたことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えて（1）、（2）、（6）および次条（1）の規定を適用します。
- (4) (2) の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5) の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠つた場合は、

当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条（解除・初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書類をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

- 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行なうことができるものとします。
- ① 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第3条（通知書等の送付および申込書の返送）

- (1) 前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知するものとします。
- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
- ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書
- (2) 保険契約者が（1）②の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。
- (3) 保険契約者により（2）の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（1）の申込みがなかったものとして取り扱います。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。
- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
- ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書
- (5) (4) の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとします。

第4条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の引受審査結果通知書または同条（4）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月の翌月末までに保険料（注）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
- (2) (1) の場合において、この保険契約に保険契約継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

<賃貸住宅総合保険および地震保険に適用する特約>

先物契約特約

「この契約については、保険期間開始の時に使用されている保険料表によるものとします。」
 (ただし、地震保険の場合はこの特約中「保険料表」とあるのは「料率表」と読み替えて適用します。)

共同保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたとみなします。

団体扱特約（一般A）

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者のいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）(1)に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注1）をいいます。 （注）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またははその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
 - イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害について、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (4) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時当会社に払い込まれなければなりません。

- (5) 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条 (保険金の支払および未払込保険料の払込み)

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次にいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

団体扱特約（一般B）	
第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）（1）に掲げるいずれかに該当する事が発生したことにより、集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
第2条（この特約の適用条件） この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。 ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。 ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ア. 団体 イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者はまたはその代理人から直接保険料を集金すること。 イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。	
第3条（保険料の払込方法） （1）当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。 （2）保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。 （3）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まれなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。 (注) その保険契約が保険期間の中途中で解除された場合には、その解除日とします。 （4）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。	
第4条（保険料領収前の事故） 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事による損害については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。	
第5条（追加保険料の払込み） （1）この特約が付帯された普通保険契約（以下「普通保険契約」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務、通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。 （2）当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。 （3）（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損	
第6条（保険料の返還または請求） 第5条（追加保険料の払込み）（1）または（4）のほか、普通保険契約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険契約の保険料の返還または請求に関する規定にかかるとおり、保険料を返還または請求します。	

害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(5) 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料等の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を通じて払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみ効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 保険契約者が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。

(3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内（注1）に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内（注2）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日のある月の翌月末日までとします。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込み猶予および契約の効力）(2)および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込み猶予および契約の効力）(2)および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込み猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込み猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込み猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込み猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

(1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときま

は同条（2）の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

(3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特例）

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失します。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込み猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)とします。

第12条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらす、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体扱特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条（1）②から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の

- 回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- 第4条（保険料領収証の事故）**
- 保険証券記載の保険期間が始まつた後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。
- 第5条（追加保険料の払込み）**
- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。
- (3) (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (5) 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- 第6条（保険金の支払および未払保険料等の払込み）**
- 保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- 第7条（保険料領収証の発行）**
- 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。
- 第8条（特約の失効または解除）**
- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (注) 同一の保険契約者が複数の団体報特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) もしくは④の事実が発生した場合は（2）の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。
- 第9条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）**
- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日のを含めて1か月以内（注1）に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内（注2）に、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。
- (注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。
- (2) 当会社は、（1）に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、（1）に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- ③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (4) (3) の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- 第10条（特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）**
- (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条（2）の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。
- (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
- (注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。
- (注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。
- 第11条（特約失効の特例）**
- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）（注2）の規定を準用するものとします。
- (注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。
- (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）とします。
- 第12条（退職者に対する特則）**
- (1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかるわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体報特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のこと委托し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。
- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第8条（特約の失効または解除）の規定にかかるわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、集金不能日等から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合
- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。
- 第13条（保険料の返還または請求）**

第5条（追加保険料の払込み）（1）または（4）のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）（1）に掲げるいすれかに該当する事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に、集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- （2）保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。
- （3）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。
- （4）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前との事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- （3）（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- （4）普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- （5）保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険

金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

第6条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時当会社に払い込まれなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

（1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
- ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

（2）（1）の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

（1）保険契約者は、前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1ヶ月以内（注）に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

（注）積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

（2）当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のように読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」

③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

（4）（3）の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（5）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（特約失効後の契約年度以降の保険料の払込方法）

（1）積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。

（注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

（注2）地震保険契約の場合は、この特約の失効後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

（注3）地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

（2）保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効時の特例）

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ対象の申出がない限り、保険期間（注1）の満了する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）（注2）の規定を準用するものとします。

（注1）地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

（注2）地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）とします。

第12条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）（1）または（4）のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求する規定が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるからず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

団体扱特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）（1）①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条（1）②から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 （注）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 （注2）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- （2）保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- （3）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- （4）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- （3）（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損

害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

- （注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- （4）普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 - （5）保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

- （6）（保険金の支払および未払込保険料の払込み）
保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者に従て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- （1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
① 集金契約が解除された場合
② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合
③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
④ 当会社が集金者からこの保険契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- （2）（1）①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

- （1）保険契約者は、前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内（注）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
（注）積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

- （2）当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- （3）当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」

- （4）（3）の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （5）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第10条（特約失効後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

- （1）積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効）（1）の規定によりこの特約が効力を失ったときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。
（注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
（注2）地震保険契約の場合はこの特約の失効後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。
（注3）地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自

動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1) (注2) の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1) とします。

第12条 (退職者に対する特別)

(1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかるわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者について、団体扱特約による保険契約が締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第8条（特約の失効）の規定にかかるわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事が発生したときは、集金不能日等から将来に向かつてのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第13条 (保険料の返還または請求)

第5条（追加保険料の払込み）(1) または(4) のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

追加保険料特約（団体扱用）

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条（この特約の適用条件）に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱に関する特約に定める集金不能日をいい、団体扱特約（一般C）または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料および保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯する地震保険契約の場合には、追加保険料およびその契約年度（注）の年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料およびその契約年度（注）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。

② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。

第3条 (追加保険料の払込み)

(1) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(1) の規定にかかるわらず、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料

の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) もしくは(2) または積立型基本特約第10条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等の場合）(1) から(4) まで、(9) もしくは(10) (注) の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。

(注) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第8条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等）(1) (2) (4) または(6) とします。

(2) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(4) の規定にかかるわらず、普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。

(3) (1) もしくは(2) の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者はまたは被保険者が普通保険約款の（告知義務）(3) (3) の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1) もしくは（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合は）(6) の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行なわなければなりません。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注) を払い込む場合を除きます。

(注) 前条(3) の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）(注1) の規定により、団体扱に関する特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または同条に定める解除日（注2）からその日を含めて1か月以内（注3）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むべきではありません。

(注1) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第8条（特約の失効）とします。

(注2) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

(注3) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

第7条 (保険金の支払に関する特約)

当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）の前日までに生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

第8条 (解除・特約失効による未払込保険料不払の場合)

(1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯する地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、団体扱に関する特約第9条（特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み）(3) (注) の規定を準用します。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）(3) とします。

(2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(1) の規定を適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条（2）①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（1）の規定を適用します。
(3) 保険契約者が（2）の保険料を当会社の請求から1ヶ月以内に支払わなかつた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (3) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

コンビニ払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当会社に払い込むべき保険料をいいます。
一時払保険料 払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
契約条件の変更日	普通保険約款の（通知義務）(1) の規定による通知または普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定による通知において保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款の（告知義務）(3) (3) の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1) の規定による通知を行った日をいいます。
収納窓口	コンビニエンスストア等の当会社が別に定める収納窓口をいいます。
追加保険料	契約条件を変更した際に当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震

保険期間	保険普通保険約款をいいます。 保険証券記載の保険期間をいいます。
------	-------------------------------------

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
② 保険契約締結の際または契約条件を変更する際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を収納窓口で払い込むことについての合意があること。
③ この保険契約の締結が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条（この特約の適用対象保険料）

この特約は、①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。
① 一時払保険料
② 追加保険料。なお、当会社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当会社に直接払い込むことができます。

第4条（一時払保険料の払込み）

前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口に払い込まれなければなりません。

第5条（一時払保険料払込み前の事故）

(1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに一時払保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に一時払保険料を領収したものとみなして、賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。
(3) (2) の規定により、保険金を受け取るべき者が、一時払保険料払込み前の事故による損害に對して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まれなければなりません。
(4) (3) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、一時払保険料払込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を一時払保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に對して保険金を支払います。
(5) (4) の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、かつ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第6条（解除・一時払保険料不払の場合）

(1) 当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに、一時払保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
(2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第7条（追加保険料の払込み）

第3条（この特約の適用対象保険料）②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口に払い込まれなければなりません。

第8条（追加保険料払込み前の事故）

(1) 追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料を払い込んだ場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領収したものとみなして、賃貸住宅総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
(3) (2) の規定により、保険金を受け取るべき者が、追加保険料払込み前の事故による損害に對して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まれなければなりません。
(4) (3) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に對して保険金を支払います。
(5) (4) の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。
① 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1) および(2) に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の全額。
② 追加保険料が、普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6) に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険金の額から、保険契約条件の変更がなかったものとして普通保険約款に従い支払う保険金の額を差し引いた額

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅

総合保険普通保険約款または地震保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

インターネット等による通信販売特約

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1) の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認書画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は前条(2)の契約確認書画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 契約確認書画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第3条（保険料不払いによる保険契約の解除）

- (1) 当会社は、契約確認書画面に記載された保険料の払込期限の属する月の翌月末までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。
- (3) この保険契約に適用される他の特約に保険料不払いの場合について別の規定がある場合には、(2) の規定にかかわらず、その規定を適用するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約

第1条（保険料の払込猶予）

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間（注）猶予します。

（注）以下「猶予期間」といいます。

第2条（保険料領取前の当会社の支払責任に関する取扱い）

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険責任期間延長特約

第1条（保険責任期間延長の承認）

(1) 当会社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までこの保険契約の保険責任を延長します。

（注）この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手続きができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

(2) (1) の承認をする場合においても、当会社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請求は行いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）で

あること。

- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までの間であること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。

（注1）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

（注2）保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

（注）その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約（「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。）が締結されている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

保険証券等の発行省略特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険契約時に発行する保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時に発行する書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険証券等の発行を不要として、当会社に対して保険契約の申込みを行なう場合に適用されます。

第3条（保険証券等の発行に関する取扱い）

- （1）当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
（2）（1）の規定にかかるわざ、保険契約者は、当会社の定める方法により、この保険契約の保険証券等の発行を請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに当会社へ請求した場合に限りません。
（3）（2）の規定により、保険契約者から保険証券等の発行を請求された場合には、当会社は保険証券等を発行するものとします。

第4条（保険証券記載事項の適用）

保険契約者が前条（2）の請求を行なわなかった場合は、インターネット上で当会社が定める画面に表示した事項を、保険証券記載の事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、当会社は、その規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険
約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。